

訂正とお詫び

下記の図書について、内容の一部に訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

■2024年度版 1級土木施工管理技士 第一次検定 受験対策資料（第1版）

| 頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|------|--------------------------------|--|--|
| P113 | 平成29年度 第B3問 3行目 | 底版かかと部の <u>上部</u> に対するD13の鉄筋であり～ | 底版かかと部の <u>下部</u> に対するD13の鉄筋であり～ |
| P127 | 平成29年度 第B11問 解答・解説【No.2】1行目 | <u>作業可能日数</u> の算出は、～その日数が <u>所要作業日数</u> より少なくなるようにする必要があります。 | <u>所要作業日数</u> の算出は、～その日数が <u>作業可能日数</u> より少なくなるようにする必要があります。 |

■1級土木施工管理技士 第一次検定 テキスト（第1版）

| 頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|------|---|--|--|
| P38 | 4. 盛土の補強工法 (1)ジオテキスタイル補強土工法 3行目 | <u>ジオテキスタイルを用いた補強盛土の施工に関する、主な注意事項や特徴は次のとおりである。</u> | (削除) |
| P85 | 2. 直接基礎の設計と施工 5行目 | 砂質土および <u>砂礫層</u> では～ | 砂質土および <u>砂礫層</u> では～ |
| P360 | (2)点検・補修 1行目 | 事業者は、足場(つり足場を除く)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外しおよび脱落の有無について <u>点検し</u> 、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 | 事業者は、足場(つり足場を除く)における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して</u> 、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外しおよび脱落の有無について <u>点検させ</u> 、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 |
| | (2)点検・補修 4行目 | 強風、大雨、大雪等の悪天候もしくは中震(震度4)以上の地震、または足場の組立て、一部解体もしくは変更を <u>行った場合は</u> 、作業を開始する前に床材・建地・幅木等の <u>点検を行い</u> 、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 | 強風、大雨、大雪等の悪天候もしくは中震(震度4)以上の地震、または足場の組立て、一部解体もしくは変更の <u>後、足場における作業を行うときは</u> 、 <u>点検者を指名して</u> 、作業を開始する前に床材・建地・幅木等の <u>点検をさせ</u> 、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 |
| P411 | 1. 廃棄物処理法の目的 図表1: 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係 | 注) ●: 「指定副産物」(<u>リサイクル法</u>) | 注) ●: 「指定副産物」(<u>資源の有効な利用の促進に関する法律</u>) |

■ 1級土木施工管理技士 第一次検定 分野別過去問題集 2024 年度版(令和 6 年度版) (第 1 版)

| 頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|---------------|---------------------------|---|--|
| P350 | 解答・解説【問題 B】 【No. 2】(3) | <u>発注者</u> は、原則として、現場代理人を工事現場に常駐させなければならないが、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。常駐を要しないこととすることができるのは、受注者ではなく、発注者である。 | <u>受注者</u> は、原則として、現場代理人を工事現場に常駐させなければならないが、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると <u>発注者</u> が認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。常駐を要しないこととすることができるのは、受注者ではなく、発注者である。 |
| 解答・解説 P166 | 問題. 5 (4) | <u>発注者</u> は、原則として、現場代理人を工事現場に常駐させなければならないが、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。 | <u>受注者</u> は、原則として、現場代理人を工事現場に常駐させなければならないが、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると <u>発注者</u> が認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。 |
| 解答・解説 P168 | 問題. 9 (2) | | |
| 解答・解説 P189 | 問題. 16 (1) | <u>作業可能日数</u> の算出は、～その日数が <u>所要作業日数</u> より少なくなるようにする必要がある。 | <u>所要作業日数</u> の算出は、～その日数が <u>作業可能日数</u> より少なくなるようにする必要がある。 |

以上